

鳥取県

豊かな森づくり協働税



豊かな森林を次世代へ

森林は水源涵養や県土の保全、二酸化炭素の吸収など、私たちの暮らしを守る大切な働きがあります。
緑豊かな森林を次世代へ引き継いでいくため、「豊かな森づくり協働税」を活用し、森林の保全や整備を進めています。



豊かな森と里山を次代へ継承

次代のCO2吸収に向けた森の若返りのため、“伐って、植える”事業を推進

森の若返り（皆伐再造林）、シカ対策

■一貫作業における伐採支援

伐採から植栽までを一連の作業として実施する場合、伐採作業に対して、既存の「造林事業」の補助金に上乗せして支援します。

≪補助率≫ 協働税上乗せ9% / 全体81%

■特定苗木・早生樹の造林

成長の早い特定苗木（エリートツリー）や早生樹（コウヨウザン・センダン等）の植栽及び保育、植栽と一緒にを行う森林作業道整備に対して、既存の「造林事業」の補助金に上乗せして支援します。

≪補助率≫ 協働税上乗せ22% / 全体90%



■林地残材の集積支援

皆伐又は間伐により発生した枝条や根元部などの林地残材を、作業現場から林内集積箇所まで搬出する経費を支援します。

≪補助率≫ 皆伐20万円/ha、間伐6万円/ha

■シカ柵管理の支援

植栽した苗木をシカの食害から守るためのシカ柵の点検・維持管理、撤去・廃棄に要する経費を支援します。

≪補助額≫ 点検・維持管理 1回につき1万円/km
撤去・廃棄 25万/km



松くい虫、ナラ枯れ対策

■ナラ林の若返り支援

ナラ林の若返りのため、ナラ枯れ被害木等の伐採や搬出に要する経費を支援します。

≪補助額≫ 20万円/ha

■松くい虫被害を受けた海岸松林における植栽

経年の松くい虫被害によりマツが少なくなった箇所において、抵抗性マツ又は他の樹種（ヤブツバキ、エノキ等）の植栽を促進します。

【補助】 森林所有者や民間団体による松枯れ跡地への植栽を支援します。≪補助率≫ 9/10

【県実施】 急を要するが従来の事業を活用できない箇所において、県が植栽します。



集落周辺の災害防止につながる竹林対策

放置された荒廃竹林の適正な管理や拡大防止のため、竹林整備に係る経費を支援します。

■竹林対策（「造林事業」に上乗せ支援）

竹の伐採・植栽・下刈り、
人工造林地に侵入した竹の駆逐
≪補助率≫ 協働税上乗せ12% / 全体80%

■竹林整備事業

・竹の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設
≪補助率≫ 80%
・伐採竹の搬出
≪補助額≫ 1,200円/m³ 又は 1,000円/t



県民の参画と協働による森づくりの推進

里山の保全及び森林を県民で守り育てる意識の醸成

協働による里山再生事業

集落やNPO等が、林業事業者や大学等の地元の森林・林業に精通した団体と協働で行う里山整備（不要木の伐採・搬出、植栽、下刈り、除伐等）及び森林体験学習等を支援します。

《補助率》 10/10（上限200万円/年）



森林環境教育支援事業

森林環境教育の推進のため、中学生以下の子供たちを対象に行う植樹活動や森林教室などを支援します。

《補助率》 10/10（上限10万円）



県民参加の森づくり推進事業

県民の方々に森づくりへの参加を促す森林体験企画や、地域の子供達が主体となる森林環境教育活動、県内の貴重な森林を継続して保全・整備する活動等を支援します。

《補助率》 10/10
（1企画10万円以上とし、上限額は100万円）



竹材の利用推進【県実施】

竹材の利用を推進するため、バスツアーや竹利用フェスティバルを開催しています。



制度の普及啓発【県実施】

ホームページや新聞等での広報や森林フォーラムの開催等により、税の仕組みや使い道について、広く県民の皆さまにお知らせしていきます。



豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会【県実施】

適正な税の活用のため、県民の方々による「評価委員会」を組織し、事業の審査、選定、検証、見直し等を行っています。



豊かな森づくり協働税のしくみ

●納税義務者

個人：1月1日現在に県内に住所・家屋等を有する者

※ 前年の所得が一定額以下のかた、生活保護を受給しているかたは課税されません。

法人：県内に事務所等を有する法人等

※年間の額

●納める額

個人：年500円

※ 令和5年度から令和9年度までの間、適用されます。

法人：法人県民税均等割の5%（右表のとおり）

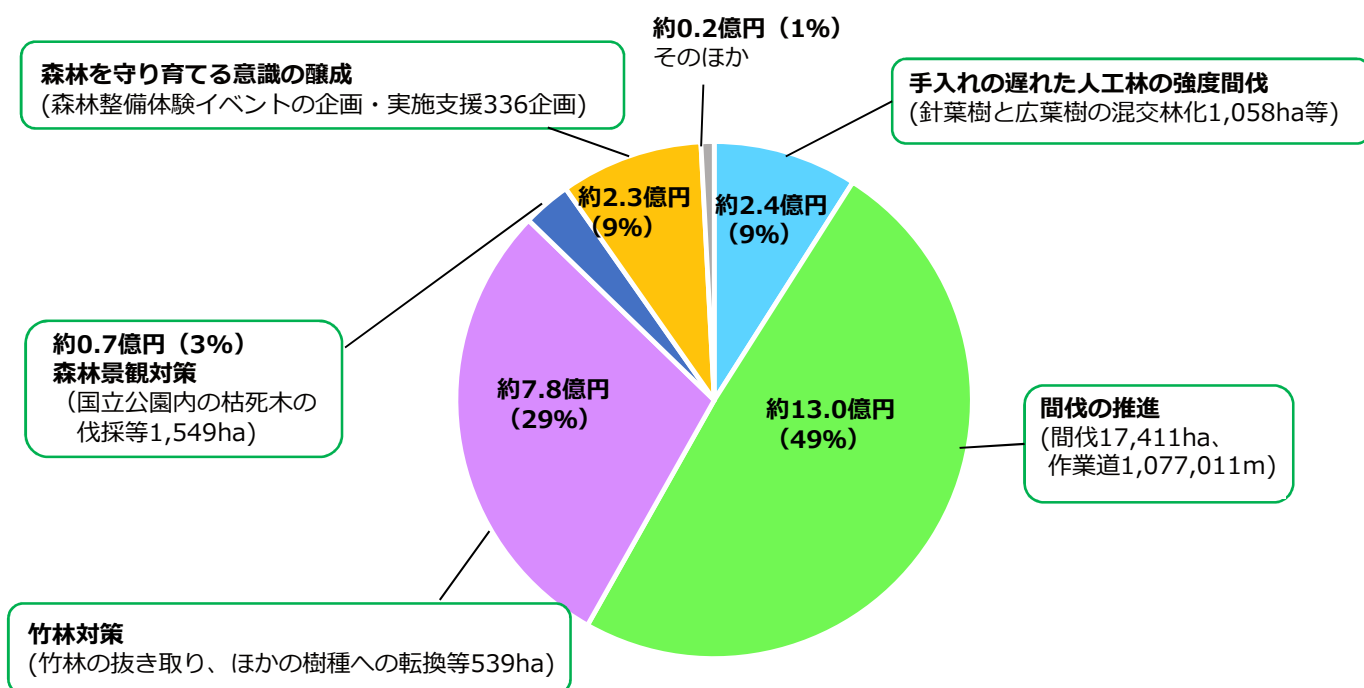
※ 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

法人の資本等の 金額の区分	標準税率 (均等割)	豊かな森づくり 協働税
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

森林環境保全税について

平成17年度から令和4年度までは森林環境保全税を県民の皆様からご負担いただいていた（税率等は豊かな森づくり協働税と同じ）。間伐の着実な実施、竹林の拡大抑制、森づくりへの多数の県民参画等、県内の森林を守り育てる取組が大きく進みました。

< 税収（令和4年度まで）の活用状況 >



お問い合わせ

豊かな森づくり協働税を活用した森づくり活動をご希望の場合は、
最寄りの県地方事務所までお問い合わせください。

東部農林事務所八頭事務所	農林業振興課	電話 0858-72-3830
中部総合事務所農林局	林業振興課	電話 0858-23-3181
西部総合事務所農林局	農林業振興課	電話 0859-31-9677
日野振興センター日野振興局	農林業振興課	電話 0859-72-2020

鳥取県農林水産部森林・林業振興局 森林づくり推進課
TEL0857-26-7335/FAX0857-26-8192/E-mail:moridukuri@pref.tottori.lg.jp